（生産行程管理業務の方法の基準）

第十五条　法第十三条第一項第二号ロの農林水産省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　（略）

二　構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に定められた法第七条第一項第四号から第六号までに掲げる事項に適合して行われるために必要な措置が講じられていること。

三　構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に定められた法第七条第一項第四号から第六号までに掲げる事項に適合して行われていないことが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うこと。

四　構成員たる生産業者が行う地理的表示又は登録標章の使用が法第三条第一項又は第四条第一項の規定に従って行われるために必要な措置が講じられていること。

五　構成員たる生産業者が行う地理的表示又は登録標章の使用が法第三条第二項又は第四条第二項の規定に違反していることが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うこと。

（削る。）

（削る。）

六　第三号又は前号に規定する事実が判明した場合において、重大な違反があったときは、速やかに農林水産大臣に報告すること。

七　次に掲げる資料（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録される資料を含む。以下この号において同じ。）を入手し、又は作成した日から五年間保存すること。

イ　第二号及び第四号に規定する必要な措置が講じられていることが確認できる資料

ロ　第三号及び第五号に規定する事実を裏付ける写真、記録その他の資料

ハ　第三号及び第五号に規定する事実が判明するに至った経緯を明らかにした資料及び指導内容について記録する資料

（特定農林水産物等についての登録事項の変更の登録）

第十八条　（略）

2　（略）

3　第五条第一項及び第二項、第六条から第十一条まで並びに第十三条から第十六条までの規定（法第十六条第一項の変更の登録に係る事項が前項各号に掲げる事項である場合にあっては、第七条、第七条の三から第十一条まで及び第十四条の規定を除く。）は、法第十六条第一項の変更の登録について準用する。この場合において、第六条中「次に掲げる書類」とあるのは同項の変更の登録に係る事項が前項各号に掲げる事項である場合以外の場合にあっては「第一号及び第四号から第十号までに掲げる書類（経理上の変更が生じない場合にあっては第五号に掲げる書類を、登録生産者団体の体制の変更が生じない場合にあっては第六号に掲げる書類を除く。）並びに変更の必要性を記載した書類」と、法第十六条第一項の変更の登録に係る事項が前

（生産行程管理業務の方法の基準）

第十五条　法第十三条第一項第二号ロの農林水産省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　（略）

二　構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に定められた法第七条第一項第四号から第六号までに掲げる事項に適合して行われていることを確認すること。

三　前号の規定による確認の結果、構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に定められた法第七条第一項第四号から第六号までに掲げる事項に適合して行われていないことが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うこと。

四　構成員たる生産業者が法第三条第一項の規定に従って特定農林水産物等又はその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示を使用していることを確認すること。

五　前号の規定による確認の結果、構成員たる生産業者が法第三条第二項の規定に違反していることが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うこと。

六　登録標章の使用に関する基準を定め、構成員たる生産業者が法第四条第一項の規定及び当該基準に従って特定農林水産物等又はその包装等に登録標章を使用していることを確認すること。

七　前号の規定による確認の結果、構成員たる生産業者が法第四条第二項の規定及び前号に規定する基準に違反していることが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うこと。

八　実績報告書（生産行程管理業務の実施状況に関する報告書をいう。次号において同じ。）を作成し、明細書及び生産行程管理業務規程の写しとともに毎年一回以上農林水産大臣に提出すること。

九　実績報告書及びこれに関する書類を前号の提出の日から五年間保存すること。

（特定農林水産物等についての登録事項の変更の登録）

第十八条　（略）

2　（略）

3　第五条第一項及び第二項、第六条から第十一条まで並びに第十三条から第十六条までの規定（法第十六条第一項の変更の登録に係る事項が前項各号に掲げる事項である場合にあっては、第七条、第七条の三から第十一条まで及び第十四条の規定を除く。）は、法第十六条第一項の変更の登録について準用する。この場合において、第六条中「次に掲げる書類」とあるのは同項の変更の登録に係る事項が前項各号に掲げる事項である場合以外の場合にあっては「第一号及び第四号から第十号までに掲げる書類並びに変更の必要性を記載した書類」と、法第十六条第一項の変更の登録に係る事項が前項各号に掲げる事項である場合にあっては「第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類並びに変更の必要性を記載した書類」と、同条第七号中「申請